

登録認定機関の登録申請に係る審査における一部の登録要件について

登録認定機関の登録申請に係る審査における一部の登録要件について

平成 20 年 4 月
社団法人 日本農林規格協会

平成 18 年 3 月施行の改正 J A S 法に基づく登録認定機関の登録申請において、農林水産省により審査時に確認される以下 2 点の要件については、行政側から告示や通達等で基準が示されず、これまでの運用実態を踏まえ、改正 J A S 法（政省令含む）や I S O ガイド 6 5 等から解釈する必要があります。

1. 改正 J A S 法施行規則第 4 6 条第 1 項第 1 号ロに基づく製品検査を実施する登録認定機関が必要とする機械器具
2. 審査員、判定員及び製品検査員の資格

このため当協会では、上記 2 つの事項を満たすために必要と思われる具体的な要件として、それぞれ下記のとおり整理いたしましたので、申請を予定されている方へお知らせいたします。

なお、当方が作成した「業務規程作成のためのポイント」をお持ちの方は、同資料を併せてご参照下さい。

1. 登録認定機関が必要とする機械器具の要件

製造業者の認定の技術的基準（認定を行う農林物資の種類ごと）の「格付のための施設」に関する基準において規定される機械器具を保有していること。

2. 認定に関する業務に従事する者の要件

以下の事項を満たしていること。

（1）飲食料品、畳表及び生糸

ア. 審査員及び判定員

（ア）5 時間以上の研修として、以下の講義課程を修了していること。（※次頁下部参照）

① 今回の法改正を踏まえた J A S 制度全般に関する科目（2 時間以上）

② 品質管理又は生産行程の管理（認定を行う農林物資の種類ごと）に関する科目（3 時間以上）

（イ）認定に関する業務を行うにあたって、以下いずれかの必要となる知識、経験を有していること。

① 学校教育法による大学若しくは旧専門学校令による専門学校以上の学校において別表 1 の左欄に掲げる農林物資の種類ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる授業科目の単位を修得して卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者で、別表 1 の左欄に掲げる農林物資の種類ごとにそれぞれ同表右欄に掲げる実務に 2 年以上従事した経験を有する者

② 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校若しくは旧中等学校令による中等学校で別表 1 の左欄に掲げる農林物資の種類ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる授業科目の単位を修得して卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者で、別表 1 の左欄に掲げる農林物資の種類ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる実務に 3 年以上従事した経験を有する者

③ 別表 1 の左欄に掲げる農林物資の種類ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる実務に 4 年以上従事した経験を有する者

④ 上記①から③までに掲げる者と同等以上の資格を有すると認められる者

イ. 製品検査員

（ア）認定を行う農林物資の種類ごとに、J A S 規格及び検査方法に関する研修を修了していること。

(イ) 認定に関する業務を行うにあたって、以下いずれかの必要となる知識、経験を有していること。

- ① 学校教育法による大学若しくは旧専門学校令による専門学校以上の学校において別表2の左欄に掲げる農林物資の種類ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる授業科目の単位を修得して卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者で、別表2の左欄に掲げる農林物資の種類ごとにそれぞれ同表右欄に掲げる実務に1年以上従事した経験を有する者
- ② 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校若しくは旧中等学校令による中等学校を卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者で、別表2の左欄に掲げる農林物資の種類ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる実務に3年以上従事した経験を有する者

(2) 一般材、押角、耳付材、合板（航空機用のものを除く。）及び床板

ア. 審査員及び判定員

【(1) アと同じ】

イ. 製品検査員

(ア) 認定を行う農林物資の種類ごとに、JAS規格及び検査方法に関する研修を修了していること。

(イ) 認定に関する業務を行うにあたって、以下いずれかの必要となる知識、経験を有していること。

- ① 学校教育法による大学、高等専門学校、旧大学令による大学若しくは旧専門学校令による専門学校において林業、林産若しくは工業に関する科目を修得して卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者で、1年以上木材又は木材加工品に関する検査に従事した経験を有する者
- ② 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校若しくは旧中等学校令による中等学校において林業、林産若しくは工業に関する科目を修得して卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者で、2年以上木材又は木材加工品に関する検査に従事した経験を有する者
- ③ 上記①に掲げる学校において林業、林産若しくは工業に関する科目以外の科目を修得して卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者で、2年以上木材又は木材加工品に関する検査に従事した経験を有する者
- ④ 上記②に掲げる学校において林業、林産若しくは工業に関する科目以外の科目を修得して卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者で、3年以上木材又は木材加工品に関する検査に従事した経験を有する者
- ⑤ 上記①から④までのいずれかに該当する者以外の者で、5年以上木材又は木材加工品に関する検査に従事した経験を有する者

(3) 地鶏肉、有機農産物、有機加工食品、有機飼料、有機畜産物、生産情報公表牛肉、生産情報公表豚肉、生産情報公表農産物、生産情報公表加工食品及び生産情報公表養殖魚

【(1) アと同じ】

※ 改正法施行前の登録認定機関で認定業務に従事する方は、①の科目を2時間以上受けるのみで、審査員及び判定員に求められる「5時間以上の研修」を修了したものとみなされると考えられます。

別表 1

農林物資の種類	授業科目	実務
飲食料品の区分に含まれる農林物資	飲食料品の製造又は加工に関する授業科目	飲食料品の製造若しくは加工、検査又は試験研究
畳表	農産物の生産若しくは加工に関する授業科目	い草の生産若しくはい草製品の製造又は検査若しくは試験研究
生糸	繊維の製造又は加工に関する授業科目	生糸の製造、検査又は試験研究
一般材、押角、耳付材、合板（航空機用のものを除く。）及び床板の区分に含まれる農林物資	林業、林産又は工業に関する授業科目	木材又は木材加工品の製造、検査又は試験研究
地鶏肉	畜産物の生産に関する授業科目	畜産物の生産又は畜産物の生産に関する指導、調査若しくは試験研究
有機農産物及び有機飼料（調製又は選別の工程のみを経たものに限る。）	農産物の生産に関する授業科目	農産物の生産又は農産物の生産に関する指導、調査若しくは試験研究
有機加工食品及び有機飼料（調製又は選別の工程以外の工程を経たものに限る。）	飲食料品又は飼料の製造又は加工に関する授業科目	飲食料品又は飼料の製造若しくは加工又はこれらに関する指導、調査若しくは試験研究
有機畜産物	畜産物の生産に関する授業科目	畜産物の生産又は畜産物の生産に関する指導、調査若しくは試験研究
生産情報公表牛肉及び生産情報公表豚肉	畜産物の生産に関する授業科目	畜産物の生産又は畜産物の生産に関する指導、調査若しくは試験研究
生産情報公表農産物	農産物の生産に関する授業科目	農産物の生産又は農産物の生産に関する指導、調査若しくは試験研究
生産情報公表加工食品	飲食料品の製造又は加工に関する授業科目	飲食料品の製造若しくは加工又はこれらに関する指導、調査若しくは試験研究
生産情報公表養殖魚	水産に関する授業科目	水産物の生産（採捕を含む。）又は水産物の生産に関する指導、調査若しくは試験研究

別表 2

農林物資の種類	授業科目	実務
飲食料品の区分に含まれる農林物資	飲食料品の製造又は加工に関する授業科目	飲食料品の検査又は試験研究
畳表	農産物の生産若しくは加工に関する授業科目	い草若しくはい草製品の検査又は試験研究
生糸	繊維の製造又は加工に関する授業科目	生糸の検査又は試験研究